

へるぱーるんるん 居宅介護・重度訪問介護 料金表

2025年8月1日 現在
10.72円(地域単価：神戸市4級地)

居宅介護				
身体介護・通院等介助(身体介護を伴う)	単位数	サービス利用料 (単位数×地域単価)	利用者負担額 (1割)	
30分未満	256単位	2,744円	274円	
30分以上1時間未満	404単位	4,330円	433円	
1時間以上1時間30分未満	587単位	6,292円	629円	
1時間30分以上2時間未満	669単位	7,171円	717円	
2時間以上2時間30分未満	754単位	8,082円	808円	
2時間30分以上3時間未満	837単位	8,972円	897円	
3時間以上3時間30分未満	921単位	9,873円	987円	
以降30分毎に追加	83単位	889円	88円	
家事援助	単位数	サービス利用料 (単位数×地域単価)	利用者負担額 (1割)	
30分未満	106単位	1,136円	113円	
30分以上45分未満	153単位	1,640円	164円	
45分以上1時間未満	197単位	2,111円	211円	
1時間以上1時間15分未満	239単位	2,562円	256円	
1時間15分以上1時間30分未満	275単位	2,948円	294円	
1時間30分以上1時間45分未満	311単位	3,333円	333円	
以降15分毎に追加	35単位	375円	37円	
通院等介助(身体介護を伴わない)	単位数	サービス利用料 (単位数×地域単価)	利用者負担額 (1割)	
30分未満	106単位	1,136円	113円	
30分以上1時間未満	197単位	2,111円	211円	
1時間以上1時間30分未満	275単位	2,948円	294円	
1時間30分以上2時間未満	345単位	3,698円	369円	
以降30分毎に追加	69単位	739円	73円	
※夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）の場合：上記単位数の25%増し ※深夜（22:00～6:00）の場合：上記単位数の50%増し ※訪問介護員2名派遣の場合：上記単位数×200/100 （熟練従業者が新任従業者に同行して区分6の利用者に支援を行う場合、 又は重度障害者等包括支援の度合にある利用者を支援する従業者に同行して支援を行う場合×180/100） ※同一建物等の利用者等に提供した場合の減算 事業所が別に厚生労働大臣の定める施設基準に該当し、事業所と同一の建物または隣接する敷地内の建物の住宅等に 居住する一定ご利用者にサービスを行った場合には、所定単位数の90%または85%に相当する額を算定				
居宅介護その他加算・減算	単位数	サービス利用料 (単位数×地域単価)	利用者負担額 (1割)	説明
初回加算	200単位	2,144円	214円	新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、初回若しくは初回の居宅介護等を行った日の属する月にサ責が居宅介護等を行った場合又は従業者が居宅介護等を行った際にサ責が同行した場合 1月につき
緊急時対応加算	100単位	1,072円	107円	利用者又はその家族等からの要請に基づき、サ責が居宅介護計画の変更を行い、従業者が当該利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない居宅介護等を緊急に行った場合 1回につき（月2回を限度）
利用者負担上限額管理加算	150単位	1,608円	160円	利用者上限額合計額の管理を行った場合 1月につき
喀痰吸引等支援体制加算	100単位	1,072円	107円	喀痰吸引が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合 1人1日あたり
福祉専門職員等連携加算	564単位	6,046円	604円	利用者に対して、サ責が、サービス事業所、障害者支援施設等、医療機関等の社会福祉士等と共同して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であって、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護計画に基づく居宅介護等を行った場合、初回の居宅介護等が行われた日から起算して90日の間、3回を限度
特定事業所加算Ⅱ	所定単位数の10%を加算			要件を満たした場合
福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ	総単位数の41.7%を加算			要件を満たした場合
障害者虐待防止未実施	所定単位数の1%を減算			必要な措置を講じていない場合
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の1%を減算			必要な措置を講じていない場合
業務継続計画未策定減算	所定単位数の1%を減算			基準に適合していない場合
情報公表未報告減算	所定単位数の5%を減算			情報公表に係る報告がされていない場合

重度訪問介護

自宅・外出時の支援	単位数	サービス利用料 (単位数×地域単価)	利用者負担額 (1割)
1時間未満	186単位	1,993円	199円
1時間以上1.5時間未満	277単位	2,969円	296円
1.5時間以上2時間未満	369単位	3,955円	395円
2時間以上2.5時間未満	461単位	4,941円	494円
2.5時間以上3時間未満	553単位	5,928円	592円
3時間以上3.5時間未満	644単位	6,903円	690円
3.5時間以上4時間未満	736単位	7,889円	788円
4時間以上8時間未満	821単位	8,801円	880円
4時間から計算して30分毎に追加	85単位	911円	91円
8時間以上12時間未満	1,505単位	16,133円	1,613円
8時間から計算して30分毎に追加	85単位	911円	91円
12時間以上16時間未満	2,184単位	23,412円	2,341円
12時間から計算して30分毎に追加	81単位	868円	86円
16時間以上20時間未満	2,834単位	30,380円	3,038円
16時間から計算して30分毎に追加	86単位	921円	92円
20時間以上24時間未満	3,520単位	37,734円	3,773円
20時間から計算して30分毎に追加	80単位	857円	85円

※入院・入所中の支援の場合は、喀痰吸引等支援体制加算は算定しない。90日以降の利用は所定単位数の80%算定

移動介護加算	単位数	サービス利用料 (単位数×地域単価)	利用者負担額 (1割)
1時間未満	100単位	1,072円	107円
1時間以上1時間30分未満	125単位	1,340円	134円
1時間30分以上2時間未満	150単位	1,608円	160円
2時間以上2時間30分未満	175単位	1,876円	187円
2時間30分以上3時間未満	200単位	2,144円	214円
3時間以上	250単位	2,680円	268円

※夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）の場合：上記単位数の25%増し

※深夜（22:00～6:00）の場合：上記単位数の50%増し

※訪問介護員2名派遣の場合：上記単位数×200/100

（熟練従業者が新任従業者と同行して区分6の利用者に支援を行う場合、又は重度障害者等包括支援の度合にある利用者を支援する従業者と同行して支援を行う場合×180/100）

※障害程度区分6に該当されれば、100分8.5が加算

※同一建物等の利用者等に提供した場合の減算

事業所が別に厚生労働大臣の定める施設基準に該当し、事業所と同一の建物または隣接する敷地内の建物の住宅等に居住する一定ご利用者にサービスを行った場合には、所定単位数の90%または85%に相当する額を算定

重度訪問介護その他の加算	単位数	サービス利用料 (単位数×地域単価)	利用者負担額 (1割)	説明
初回加算	200単位	2,144円	214円	新規に重度訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回若しくは初回の重度訪問介護等を行った日の属する月にサ責が重度訪問介護等を行った場合又は従業者が重度訪問介護等を行った際にサ責が同行した場合 1月につき
緊急時対応加算	100単位	1,072円	107円	利用者又はその家族等からの要請に基づき、サ責が重度訪問介護計画の変更を行い、従業者が当該利用者の重度訪問介護計画において計画的に訪問することとなっていない重度訪問介護等緊急に行なった場合 1回につき（月2回を限度）
移動介護緊急時支援加算	240単位	2,572円	257円	重度訪問介護従業者が、利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行する場合であって、外出時における移動中の介護を行う一環として、当該利用者からの要請等に基づき、当該車両を駐車して、喀痰吸引、体位交換その他の必要な支援を緊急に行なった場合 1日につき
利用者負担上限額管理加算	150単位	1,608円	160円	利用者上限額合計額の管理を行った場合 1月につき
喀痰吸引等支援体制加算	100単位	1,072円	107円	喀痰吸引が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従業者が、喀痰吸引等を行った場合 1人1日あたり
行動障害支援連携加算	584単位	6,260円	626円	利用者に対して、サ責が、サービス事業所又は障害者支援施設等の従業者であって支援計画シート及び支援手順書を作成した者と同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該作成者と共同して行い、かつ、重度訪問介護計画を作成した場合であって、当該作成者と連携し、当該重度訪問介護計画に基づく重度訪問介護等を行った場合、初回の重度訪問介護等が行われた日から起算して30日の間、1回を限度
入院時支援連携加算	300単位	3,216円	321円	病院又は診療所に入院する前から重度訪問介護等を受けていた利用者が当該病院又は診療所に入院するに当たり、重度訪問介護事業所等の職員が当該病院又は診療所を訪問し、当該利用者に係る必要な情報の提供及び当該病院又は診療所と当該重度訪問介護事業所等が連携して入院時の支援を行うために必要な調整を行った場合 1回を限度として
特定事業所加算Ⅱ	所定単位数の10%を加算		算定要件を満たした場合	
福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ	総単位数の34.3%を加算		算定要件を満たした場合	
障害者虐待防止未実施	所定単位数の1%を減算		必要な措置を講じていない場合	
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の1%を減算		必要な措置を講じていない場合	
業務継続計画未策定減算	所定単位数の1%を減算		基準に適合していない場合	
情報公表未報告減算	所定単位数の5%を減算		情報公表に係る報告がされていない場合	

その他	
交通費	
公共交通機関を使用した場合	実費
自動車を利用した場合	
通常の事業実施地域を超えた地点より、1キロメートルごとに	50円
ご自宅や駐車許可指定区域内にて駐車できない事由が生じ、 有料駐車場等を一時利用する場合の駐車料金	実費
キャンセル料	
ご利用の1時間前までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の1時間前までにご連絡いただけなかった場合	2,000円

- ・国の定める方法により報酬算定を行います。加算については要件を満たした場合に生じます。
- ・法改正等により内容が変更される場合もあります。
- ・端数処理により、若干の差異が生じる場合があります
- ・障害福祉サービス（身体介護等）と障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を併せてご利用の場合、利用者負担額の合算が、基準額を超えた部分について、償還払いがされることがあります。詳しくは市町村窓口へお問合せください。
- ・算定状況や内容等に変更が生じた場合は、その都度、お知らせいたします。